

国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

●国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の
「**公的な年金制度**」です。

国民年金基金のおすすめポイント ～税優遇を活かして老後に備える～

1 税制上の優遇措置

- 掛金** 掛金は**全額社会保険料控除**の対象となり**所得税、住民税が軽減**されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)
- 年金** 受け取る年金にも**公的年金等控除**が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が**非課税**となります。

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

キャンペーン実施中!

8～10月ご加入の方に
クオカード1,000円進呈!

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方



重要 本年分の税控除をご希望の方は、**10月15日(必着)**までに加入申出書提出が必要です!

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます!





資料請求・ご相談・お問合せはお気軽に今すぐこちらへ！

FAX. 03-6902-2165

お電話 0120-137-533



HP上でもシミュレーションや加入申出のお手続きができます。



お名前	フリガナ		
生年月日	昭和 ・ 平成	年	月 日
ご住所	〒		
	TEL		

(資料送付後、到着確認等の電話をさせていただく場合があります。)

ご加入例

- 基金の年金は、ライフプランに応じて様々なタイプ(終身・確定)を組み合わせることができます。
 - どのタイプの年金も掛金は全額社会保険料控除の対象、給付は公的年金等控除の対象となります。
 - 年金のタイプなど詳しくはお問い合わせください。
- なお、基金HPでもご覧いただけます。



● 例えば、35歳0月男性の場合 〈A型(65歳から終身支給タイプ)にご加入〉

年間節税額(概算)

課税所得金額	所得税・住民税の合算税率	ケース1	ケース2
		節税や年金を一層重視したい方など A型に掛金限度額(月額6万8千円)まで加入	少ない掛金額で始めたい方など A型に1口のみ加入
		掛金月額65,300円(固定)	掛金月額13,060円(固定)
		年間節税額(概算)	年間節税額(概算)
195万円～330万円以下	20%	156,700円	31,300円
330万円～695万円以下	30%	235,000円	47,000円
695万円～900万円以下	33%	258,500円	51,700円
900万円～1,800万円以下	43%	336,900円	67,300円
1,800万円～4,000万円以下	50%	391,800円	78,300円
4,000万円超	55%	430,900円	86,100円
(参考)年金額(65歳から支給)		1,200,000円(終身)	240,000円(終身)

- 年間節税額(概算) = 年間掛金 × 所得税・住民税の合算税率
- 住民税の額は住所地によって異なる場合もあります
- 海外に居住されていた期間に支払われた掛金は対象外です。
- 課税所得金額とは総所得金額から各種所得控除額を差し引いた額のこと
- この他に復興特別所得税分も軽減されます

ポイント ご家族の掛金もご本人の所得から控除可能！

社会保険料控除では、生計を一にするご家族の掛金を支払った場合、その方の所得から控除することができます。掛金は、全額所得控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されますので、実質的な掛金は安くなります。他の個人年金の控除額(所得税4万円、住民税2.8万円)と比べて有利です。